

[別紙]

様式1

事業報告書

(自令和5年4月1日至令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 山地内科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事業所の所在地 滋賀県野洲市三上279番地1

(3) 設立認可年月日 平成18年2月6日

(4) 設立登記年月日 平成18年2月20日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	山地 尚	山地内科管理者
理事	山地 知子	
同	高橋 賢二	
同	山地 亮輔	
同	重見 真由	
同		
同		
監事	丸山 高信	
同		
評議員		
同		
同		

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	山地内科	2511301034	滋賀県野洲市三上 279番地1	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年 5月13日 令和 4年度決算の決定、理事及び監事の選任

令和6年 2月25日 令和 6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 山地内科

※医療法人整理番号 00233

所在地 滋賀県野洲市三上279番地1

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	68,340 千円
2. 負 債 額	5,687 千円
3. 純 資 産 額	62,653 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	25,027
B 固 定 資 産	43,313
C 資 産 合 計 (A+B)	68,340
D 負 債 合 計	5,687
E 純 資 産 (C-D)	62,653

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 山地内科

※医療法人整理番号 00333

所在地 滋賀県野洲市三上279番地1

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	25,027	I 流動負債	5,687
II 固定資産	43,313	II 固定負債	0
1 有形固定資産	9,113	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	0	負債合計	5,687
3 その他の資産	34,200	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 出資金	9,900
		II 積立金	52,753
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	62,653
資産合計	68,340	負債・純資産合計	68,340

様式 4 - 2

法人名 医療法人 山地内科

※医療法人整理番号 00333

所在地 滋賀県野洲市三上279番地1

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	69,730
2 事業費用	69,657
本来業務事業利益	73
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	73
II 事業外収益	430
III 事業外費用	1
経常利益	502
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	502
法人税等	72
当期純利益	430

様式5

監事監査報告書

医療法人 山地内科

理事長 山地 尚 殿

私は、医療法人 山地内科の令和5会計年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月15日

医療法人 山地内科

監事 丸山 高信